

第 **1** 編

第2次長野市障害者基本計画

令和3年度～令和8年度

第1部

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

長野市（以下、本市という）では、平成23年度を初年度とする「笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン～長野市障害者基本計画～」において、「一人ひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す」を基本理念とし、その実現に向けた取組を推進してきました。平成27年度には、取組状況を点検・評価するとともに、社会環境の変化や関連法令・制度等の動きも踏まえた中間見直しを行い、平成28年4月に「長野市障害者基本計画 [中間見直し版]」を策定しています。

この「長野市障害者基本計画 [中間見直し版]」が令和2年度で計画期間を終了することから、新たな「長野市障害者基本計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。

また、本市市政の最上位計画となる「第五次長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、「長野市地域福祉計画*」をはじめ、関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

3 計画期間

計画期間は、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定年次と合わせ、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度					
第6期障害福祉計画	令和3年度～令和5年度			第7期		
第2期障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度			第3期		

4 計画の推進

(1) 推進体制

①長野市障害ふくしネット等との連携・協働

長野市障害ふくしネットは、本市が設置する協議会であり、長野市に居住する障害のある人の福祉、就労、保健・医療等の関係者による連携及び支援体制の整備について協議を行うネットワーク組織です。本計画の推進にあたっては、長野市障害ふくしネットをはじめ、当事者団体や地域のボランティア団体、NPO等との連携・協働により、障害のある人に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

②庁内組織及び県・関係機関等との連携の強化

本計画は、保健・医療・福祉・雇用・教育等、幅広い分野に渡るため、長野市障害者基本計画庁内推進会議において、全庁的な調整を図りつつ、庁内関係各部署との連携を強化し、総合的かつ切れ目のない支援を推進します。

また、障害のある人への支援については、高い専門性が必要となることから、県及び関係機関等との連携を強化し、情報共有を図りながら、効果的な施策の推進を図ります。

(2) 進捗管理

本計画の着実な推進を図るため、長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において、施策・事業の進捗状況について毎年度点検・評価を行い、施策・事業の改善等につなげていくこととします。

第2章 障害者（児）施策の動向

1 関連法令・制度の動き

（1）障害者権利条約の批准

我が国では、平成26年1月に「障害者権利条約」に批准し、同年2月より効力が生じています。

条約では、第1条において「全ての障害者*によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的として定め、第2条では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義し、第5条で、締結国に対し、「障害に基づくあらゆる差別を禁止すること」や、「合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置」を求めています。

国が平成29年度に策定している「障害者基本計画（第4次）」は、条約との整合性を確保するものとなっています。

（2）障害者基本法の改正

国は、平成23年7月、「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず等しく基本的な人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者基本法の一部を改正し、同年8月に施行しました。

改正では、障害者の定義を見直したほか、障害者や障害児*が可能な限りその身近な場所において、医療、介護やリハビリテーション*、療育等の支援を受けられるよう必要な施策を行うこと、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図ること、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を適切に行うこと、災害時の安全確保のために必要な情報提供を行うこと、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を行うことなどが追加されています。

（3）障害者総合支援法*の改正

平成25年4月、これまでの「障害者自立支援法」が見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改称されたほか、障害者の範囲への難病*の追加、「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更等が行われています。

平成28年5月には、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等を目的とした改正が行われ、平成30年4月から施行されています。

（４）障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設、職場での障害者*に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

同法では、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、養護者（親等）による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、養護者（親等）の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めることや、自治体が虐待に関する相談窓口を整備することを義務付けることなどが盛り込まれています。

（５）障害者差別解消法の制定

「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

（６）発達障害者支援法の改正

平成17年の発達障害者支援法の制定から約10年が経過し、その間、障害者基本法の改正（平成23年）をはじめ、各法制度において発達障害*が位置づけられてきています。

平成28年5月には、今後、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、ライフステージ*を通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援を推進しています。

（７）障害者雇用促進法の改正

平成25年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が平成28年4月から施行され、雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度からは法定雇用率*の算定基礎に精神障害者が加わることになりました。

（８）障害者基本計画（第4次）の策定

国は、障害者基本条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されている「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」とする目的の達成に向けて、平成30年度を初年度とする「障害者基本計画（第4次）」（以下、基本計画という。）を策定しました。

併せて、基本計画では、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病*のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障害者*施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

また、基本計画では、各分野に共通の横断的な視点及び各分野における障害者施策における基本的な方向を示しています。

（各分野に共通する横断的な視点）

- ① 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上
- ③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤ 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ⑥ P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（各分野の障害者施策における基本的な方向）

- 1 安全・安心な生活環境の整備
- 2 情報アクセシビリティ*の向上及び意思疎通支援の充実
- 3 防災、防犯等の推進
- 4 差別の解消、権利擁護*の推進及び虐待の防止
- 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 6 保健・医療の推進
- 7 行政等における配慮の充実
- 8 雇用・就業、経済的自立の支援
- 9 教育の振興
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11 国際社会での協力・連携の推進

2 長野県の取組

長野県は、平成30年3月に長野県障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を一体化した「長野県障がい者プラン2018」を策定しています。

「長野県障がい者プラン2018」では、その基本理念を「障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。」とし、以下を重点的に取り組む施策として掲げています。

（重点的に取り組む施策）

①障がいへの理解と権利擁護*の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

②地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。

③社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

④多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病*、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

3 長野市における障害者施策の位置付け

本市市政の最上位計画となる「第五次長野市総合計画」は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とし、まちの将来像を「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」として、その実現に向けて7つの分野において目指す方向と政策・施策を示しており、障害者施策については、このうち4つの分野で言及しています。

保健・福祉分野では、人にやさしく 人がいきいき暮らすまち「ながの」を目指し、だれもが自分らしく暮らせる社会の形成に向けて、「障害者（児）福祉の充実」を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

（主な取組）

- ・障害のある人のニーズに応じた多様な障害福祉サービス*を提供するとともに、社会参加を支援します。

- ・障害や障害のある人に関する理解を促進し、障害者*差別解消に向けた取組を推進します。
- ・子どもの障害の早期発見や切れ目のない相談支援に取り組みます。

教育・文化分野では、豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」を目指し、スポーツを軸としたまちづくりを推進するため、だれもがスポーツを楽しめる環境づくりの推進を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

（主な取組）

- ・障害者のスポーツ参加の機会拡大やだれもが使いやすい環境づくりを推進します。

産業・経済分野では、産業の活力とにぎわいのあふれるまち「ながの」を目指し、安定した就労を促進するため、就労の促進と多様な働き方の支援を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

（主な取組）

- ・仕事と子育ての両立支援や障害者、シニア世代の就労確保等を推進します。

都市整備分野では、快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」を目指し、いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりを推進するため、多世代のだれもが暮らしやすいまちづくりの推進を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

（主な取組）

- ・ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー*化を進めます。

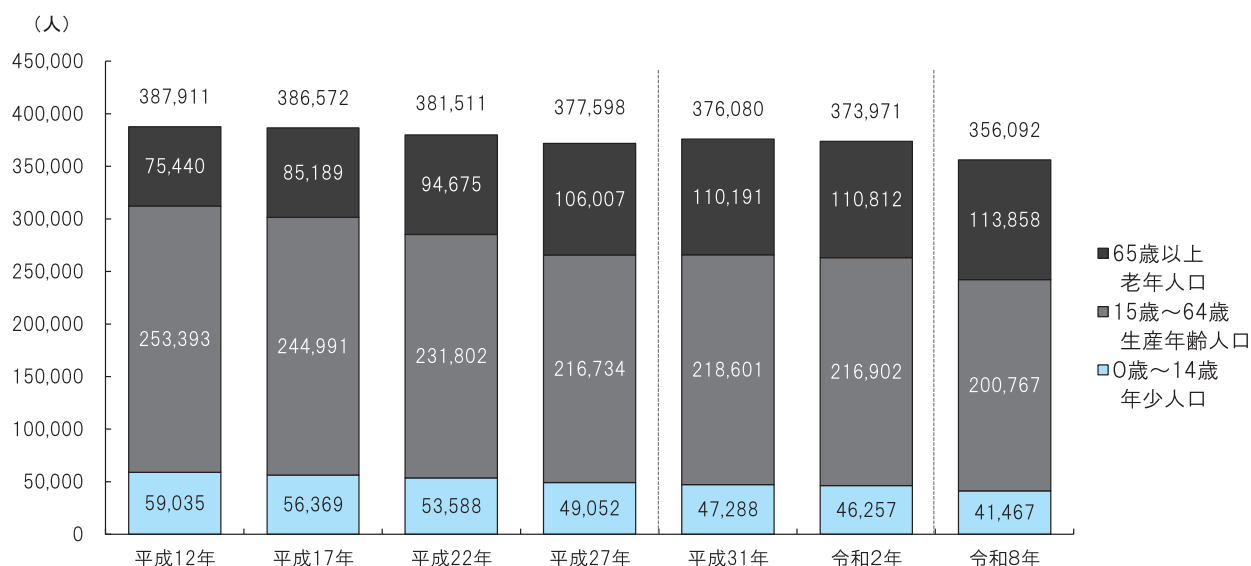
第3章 障害のある人の状況

1 人口の推移

本市の人口は、平成17年をピークに減少傾向にあり、令和2年4月1日現在で373,971人となっています。

年齢3区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加しており、少子高齢化が進行している状況にあります。今後もこの傾向が進み、本計画の最終年度となる令和8年には、高齢化率が約32%まで上昇すると見込まれています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



※平成12年から平成27年までは、国勢調査（各年10月1日現在）、平成31年及び令和2年は、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、令和8年は、長野市企画課の推計値。

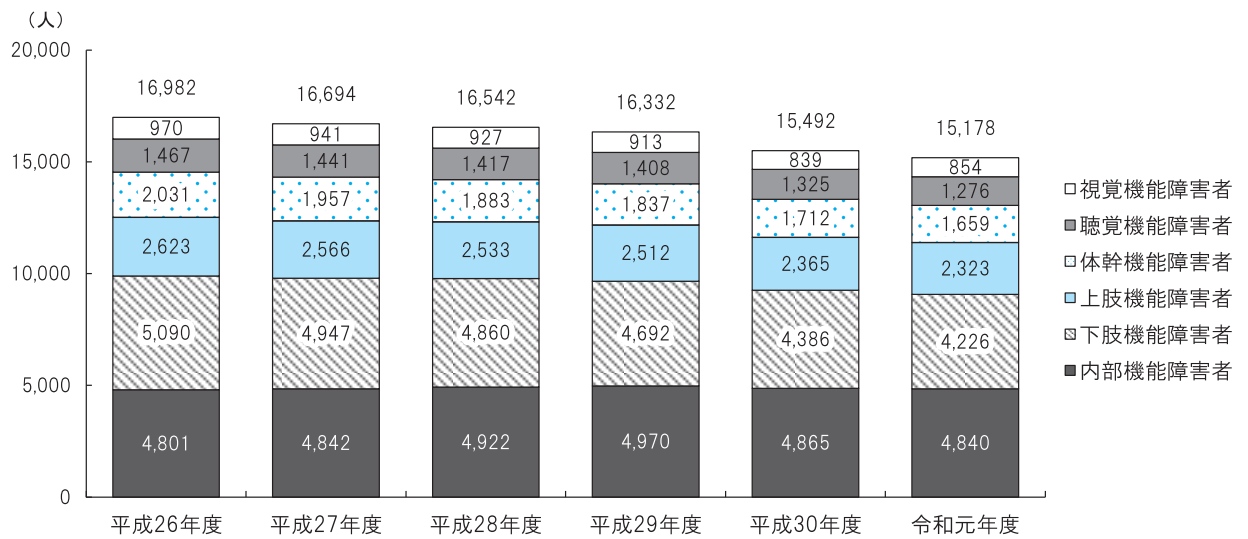
2 手帳所持者数・医療等受給者数

(1) 身体障害者

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和元年度末時点で 15,178 人となっています。

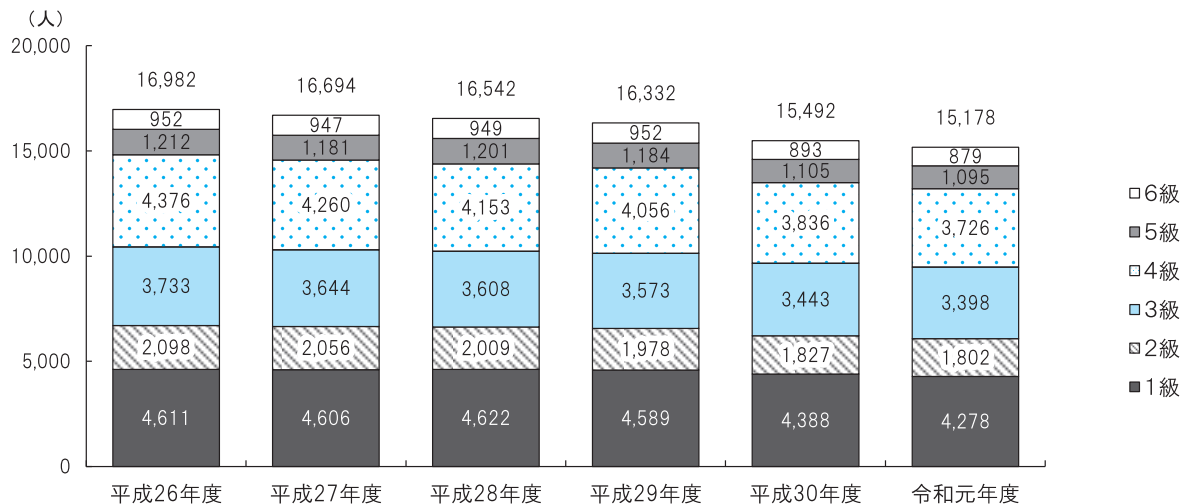
① 障害種別 手帳所持者数の推移

手帳所持者数では、下肢機能障害者、体幹機能障害者、上肢機能障害者が大きく減少しています。障害の種類別にみると、内部機能障害者、下肢機能障害者の割合が高くなっています。



② 等級別 手帳所持者数の推移

等級別にみると、1級及び4級の割合が高くなっています。



③ 年齢別・等級別 手帳所持者数（令和元年度）

令和元年度末時点の年齢別・等級別所持者数をみると、65歳以上の所持者の割合が、全体の約3/4を占めています。また、年齢が低いほど、1～3級までの割合が高くなっています。

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0～5歳	12	14	11	5	0	1	43
6～14歳	55	34	27	11	4	4	135
15～17歳	16	17	7	7	6	3	56
18～19歳	9	11	9	5	1	2	37
20～39歳	178	115	93	71	43	43	543
40～49歳	231	119	106	144	67	30	697
50～59歳	373	196	173	261	145	83	1,231
60～64歳	259	112	167	225	100	39	902
65～74歳	983	372	706	852	270	144	3,327
75歳以上	2,162	812	2,099	2,145	459	530	8,207
合計	4,278	1,802	3,398	3,726	1,095	879	15,178

④ 等級別・原因別 手帳所持者数（令和元年度）

令和元年度末時点の等級別・原因別所持者数をみると、後天的疾患が全体の約9割を占めています。先天的疾患では、1・2級の割合が高くなっています。

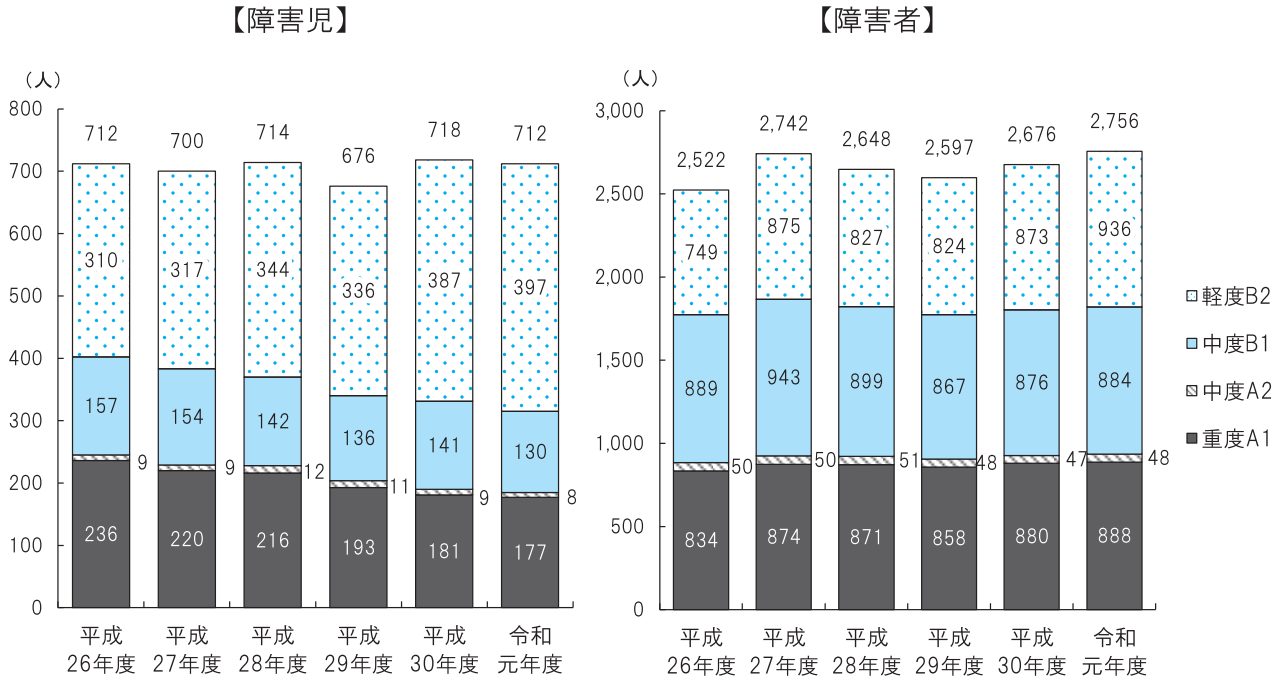
原因	1・2級	3・4級	5・6級	合計
交通事故	62	73	57	192
労働災害	20	40	38	98
その他の事故	46	157	90	293
戦傷・戦病	0	2	1	3
戦災	1	2	1	4
先天的疾患	606	375	136	1,117
後天的疾患	5,345	6,475	1,651	13,471
合計	6,080	7,124	1,974	15,178

(2) 知的障害者

本市の療育手帳*所持者数は、概ね横ばいで推移しており、令和元年度末時点で、18歳未満の障害児*が712人、18歳以上の障害者*が2,756人となっています。

① 程度別 手帳所持者数の推移

等級別にみると、障害児では重度A1、中度B1が減少し、軽度B2が増加しています。



② 程度別・年齢別手帳所持者数（令和元年度）

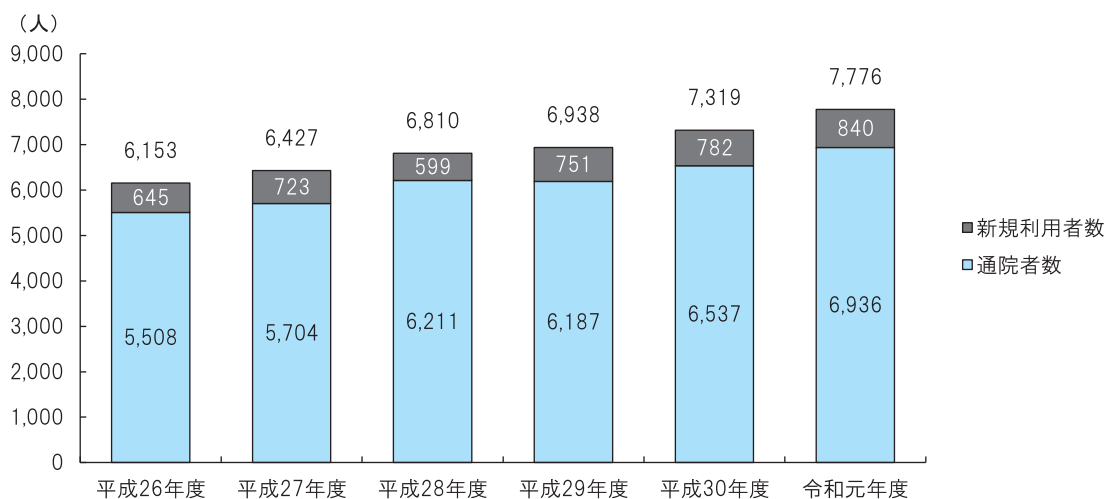
令和元年度末時点の程度別・年齢別所持者数をみると、18歳未満では、他の年代に比べて軽度の割合が高くなっています。

年齢	重度	中度	軽度	合計
0～5歳	20	20	57	97
6～14歳	103	85	221	409
15～17歳	54	33	119	206
18～19歳	47	33	87	167
20～39歳	438	336	481	1,255
40～49歳	155	195	164	514
50～59歳	118	123	101	342
60～64歳	34	78	35	147
65～74歳	57	111	39	207
75歳以上	39	56	29	124
合計	1,065	1,070	1,333	3,468

(3) 精神障害者

① 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

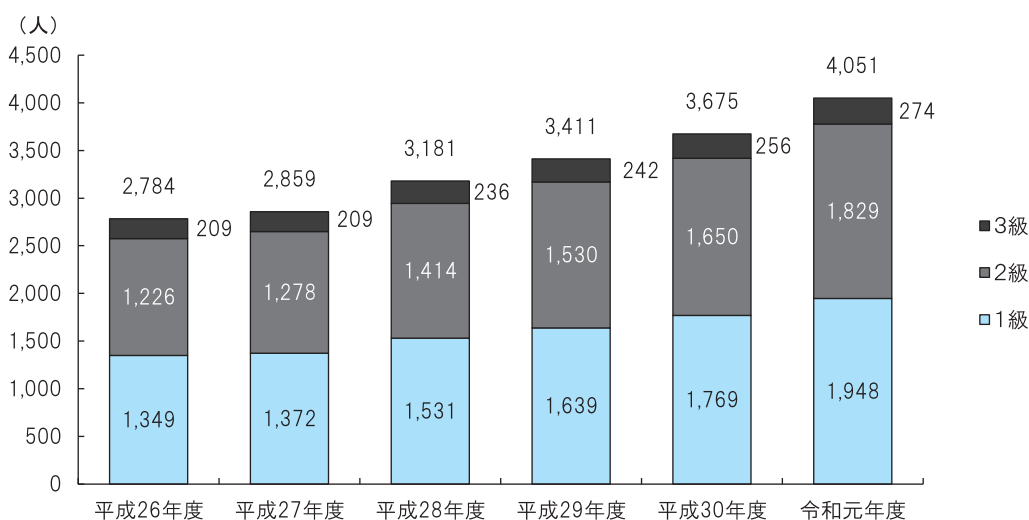
本市の自立支援医療（精神通院）受給者は、増加傾向にあり、令和元年度末時点で7,776人となっています。



② 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和元年度末時点で4,051人となっています。

等級別にみると、1級が約5割、2級が4割強を占めています。



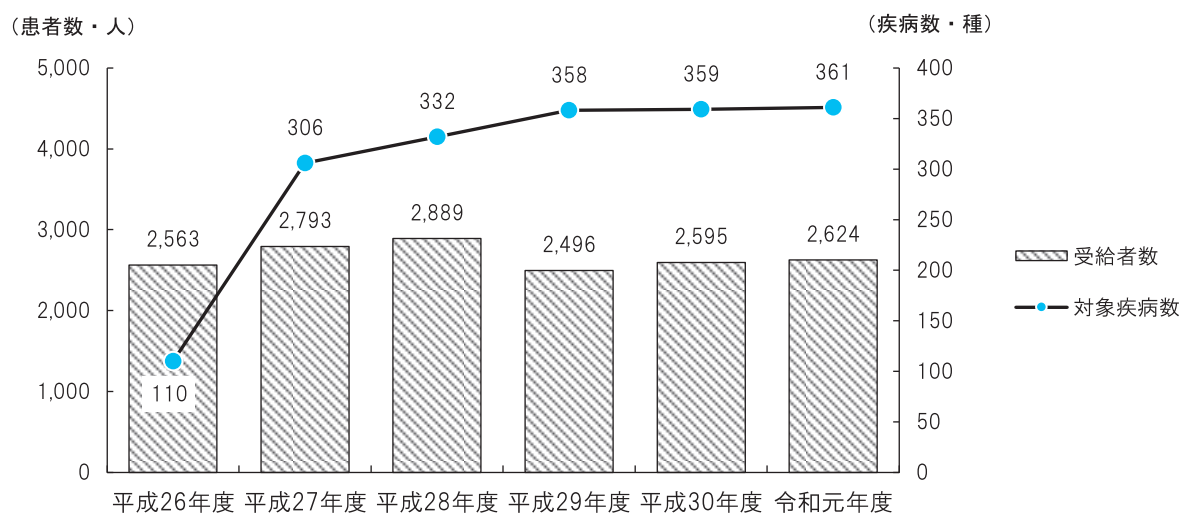
③ 年齢別・等級別 手帳所持者数（令和元年度）

令和元年度末時点の年齢別所持者数をみると、40～64歳の所持者が、全体の5割強を占めています。

年齢	1級	2級	3級	合計
0～19歳	69	100	26	195
20～39歳	521	506	74	1,101
40～64歳	997	997	151	2,145
65歳以上	361	226	23	610
合計	1,948	1,829	274	4,051

（4）指定難病*患者

平成26年度から27年度にかけて、対象疾病数は、大幅に増加しましたが、新しく指定を受けた各疾病の患者数が少なく、特定医療費助成事業受給者数は、疾病数の増加率を下回っており、その後、受給者数は、概ね横ばいで推移し、令和元年度末時点で2,624人となっています。



3 アンケート調査等結果の概要

(1) 調査目的

計画の策定にあたり、市民の意識や障害のある人の生活実態、要望等を把握することを目的に、アンケート調査や団体ヒアリングを実施しました。アンケート調査の結果については、第2編各論の中にお示ししています。

(2) 調査概要

- ① 調査地域：長野市全域
- ② 調査対象：市民・障害者*・障害児*（保護者）・障害当事者団体・障害福祉サービス*事業者
- ③ 調査期間：市民・障害者・障害児（保護者） 令和元年8月13日～令和元年9月2日
障害当事者団体 令和元年10月10日～令和元年11月6日
障害福祉サービス事業者 令和元年12月19日～令和2年1月15日
- ④ 調査方法：郵送配布・回収

（配布対象障害者内訳）

種別 年齢	知的	精神	自立支援医療 （精神通院） 受給者	身体			合計
				右以外	聴覚障害	視覚障害	
18～19歳	43	14	25	8	2	0	92
20～39歳	182	166	138	67	10	5	568
40～49歳	76	157	124	89	7	5	458
50～59歳	55	140	96	168	13	12	484
60～64歳	26	54	39	138	6	11	274
65～74歳	32	80	62	484	21	24	703
75～（79）歳	11	23	19	329	23	16	421
合計	425	634	503	1,283	82	73	3,000

（配布対象障害児内訳）

種別 年齢	知的	精神	自立支援医療 （精神通院） 受給者	身体			合計
				右以外	聴覚障害	視覚障害	
0～5歳	66	1	0	15	7	1	90
6～14歳	168	32	6	36	8	1	251
15～17歳	91	24	28	12	3	1	159
合計	325	57	34	63	18	3	500

(3) 回収結果

区 分	配布数（票）	有効回収数（票）	回収率（％）
市 民	1,000	551	55.1
障害者*	3,000	1,757	58.6
障害児* （回答者：保護者）	500	257	51.4
障害当事者団体	15	12	80.0
障害福祉サービス*事業者	73	45	61.6
合 計	4,588	2,622	57.1

(4) 団体ヒアリングの実施

団 体 名
（社福）長野市身体障害者福祉協会
長野市肢体不自由児者父母の会
長野市視覚障害者福祉協会
長野市聴覚障害者協会
長野社会復帰促進会
長野市手をつなぐ育成会
ダウン症ひまわりの会

※順不同

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を活かして自由に活動し、
お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す。

国は、障害者権利条約に掲げられている障害者*の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するといった理念に則し、障害者基本法及び障害者基本計画を改正しています。

改正された障害者基本計画（第4次）には、その基本理念として、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念に即し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。

また、このような社会の実現に向け、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする」ともしています。

これらを踏まえ、本計画においては、標記のとおり基本理念を定め、その実現に向けた施策を展開することとします。

2 基本的な視点

基本理念の実現に向けた施策の展開にあたり、以下の基本的視点に立った施策を推進します。

視点1 一人ひとりの尊重

障害のある人やご家族の状況及び要望等を的確に把握し、必要な支援が適切に提供できる施策展開を図ります。

視点2 包括的な支援の推進

保健・福祉をはじめ、教育や労働、法律、医療、生活環境等の関連する各分野の関係者が、緊密に協力・連携しながら、総合的な施策を展開し、切れ目のない包括的な支援を推進します。

視点3 地域で支え合う福祉の推進

障害当事者や事業者、行政のみならず、地域で活動するボランティアや様々な関係組織・団体との協働による施策を推進します。

3 基本目標・成果指標

すべての人が個性や能力を活かして、互いに尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指して、次に掲げる7つの基本目標を設定します。また、成果指標については、アンケート結果から現状値が把握できる項目として設定します。

基本目標1 障害に対する理解を深め、人権を守る

市民の障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別や虐待、社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利を守り、人権が尊重される地域社会をつくります。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害者差別解消法の市民の認知度		22%	30%以上
障害者虐待防止法の市民の認知度		18%	30%以上
内容	市民アンケートで、「障害者虐待防止法、障害者差別解消法を知っていますか」の問いに対して、「内容を知っている」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果と比較し、障害者差別解消法の認知度は17ポイント上昇し、障害者虐待防止法は横ばいでしたが、障害者差別解消法は前回調査が法律（H28年4月）の施行前であったことも鑑み、新たに目標値を設定し、30%以上を目指します。		

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
市民と障害のある人との関わり		17%	26%以上
内容	市民アンケートで、「直近の1年間に障害のある人と一緒に活動したことがある」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果と比較し、横ばいであるため、前基本計画目標値の26%以上を目指します。		

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害に対する市民の理解や社会的支援の進捗度		35%	44%以上
内容	障害者アンケートで、「障害に対して、市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいると思いますか」の問いに対して、「進んでいる」、「多少進んでいる」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H29年の前障害福祉計画策定時のアンケート結果と比較し、横ばいであるため、前基本計画目標値の44%以上を目指します。		

基本目標2 自立した生活・意思決定を支援する

身近な地域で、障害のある人が必要なサービスを受けることのできる相談体制の充実を図り、自らの意思決定に基づき、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害者*に対する相談体制の充実度		15%	37%以上
内容	障害者アンケートで、「困ったときの相談体制」に対して、「満足している」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果と比較し、10ポイント下降しているため、前基本計画目標値の37%以上を目指します。		

基本目標3 個性を伸ばし、生きる力を育む

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育・保育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、一人ひとりの特性に応じた教育・保育を受けることができる環境を整備します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害児*の教育・育成に対する満足度		15%	22%以上
内容	障害児（保護者）アンケートで、「障害のある子どもの教育・育成」に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H29年の障害福祉計画策定時のアンケート結果と比較し、4ポイント上昇しているため、今後、1年で1ポイントの上昇を見込み、22%以上を目指します。		

基本目標4 雇用・就労、経済的自立を支援する

障害のある人が意欲や適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、所得の向上及び経済的負担の軽減を図ることにより、経済的自立を支援します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害者の就労者数の増加率	身体障害者	36%	47%以上
	知的障害者	20%	23%以上
	精神障害者	24%	31%以上
内容	障害者アンケートで、「現在働いていますか」の問いに対し、「会社などで正社員・正職員として働いている」、「会社などでアルバイト・パートの社員・職員として働いている」と回答した60歳未満の人の割合		

目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果と比較し、身体障害者では6ポイント下降、知的障害者では2ポイント上昇、精神障害者では10ポイント上昇しているため、身体障害者及び知的障害者は、前基本計画目標値を、精神障害者は、今後、1年で1ポイントの上昇を見込み、31%以上を目指します。
-----------	--

基本目標5 社会参加を促進する

文化芸術、スポーツ活動等への参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにし、体力の強化や交流、余暇の充実等を図るとともに、社会参加を促進するための外出・移動手段を確保します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
スポーツへの参加頻度	障害者*	16%	23%以上
	障害児*	31%	38%以上
趣味等の文化・芸術活動への参加頻度	障害者	24%	31%以上
	障害児	28%	35%以上
内容	障害者、障害児（保護者）アンケートで、「最近どのような社会参加をしていますか」の問いに対し、「スポーツ」、「趣味などの文化・芸術活動」を「よくしている」、「たまにしている」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H27年の中間見直し時のアンケート結果では、「スポーツ、レクリエーション、趣味等の活動」への参加頻度の問いに対し、障害者が47%、障害児が44%でした。今後、1年で1ポイント以上の上昇を目指します。		

基本目標6 母子保健・健康づくりを支援する

各種健診・教室等を通じて、疾病の早期発見、早期対応を図るとともに、障害の原因となる生活習慣病の予防や心の健康づくりの取組を推進します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害児の保健・医療サービスに対する満足度		11%	18%以上
内容	障害児（保護者）のアンケートで、「保健・医療」に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H29年の障害福祉計画策定時のアンケート結果と比較し、2ポイント上昇しているため、今後、1年でポイントの上昇を見込み、18%以上を目指します。		

基本目標7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

障害のある人を地域ぐるみで支え、見守る体制づくりや安全・安心して生活できる環境の整備を推進します。

成果指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
障害のある人のまちづくりに対する満足度	障害者*	37%	50%以上
	障害児*	33%	50%以上
内容	障害者、障害児（保護者）のアンケートで、「外出時に困っていることや、外出できない、外出したくない理由は何ですか」の問いに対し、「特に困っていることはない」と回答した人の割合		
目標値設定の考え方	H29年の障害福祉計画策定時のアンケート結果と比較し、障害者が3ポイント、障害児が10ポイント上昇しているため、前基本計画目標値の50%以上を目指します。		

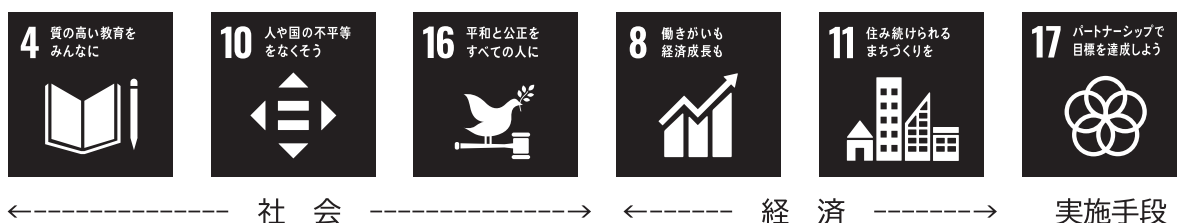
その他の目標 SDGsの達成に向けて

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」の趣旨を理解し、SDGs達成に向けた取組みを推進します。

SDGsの推進により、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを実現します。

第五次長野市総合計画においては、各政策をSDGsの定める17のゴールと関連付けており、本計画は第5次長野市総合計画と整合を図っていることから、本計画の目標を実現することで、17のゴールのうち、「教育」、「不平等」、「平和」、「経済成長と雇用」、「持続可能な都市」の目標達成に寄与します。

※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成を目指した国際目標です。経済、社会、環境の三側面の統合的な取組により、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化など相乗効果があります。



4 施策体系

基本目標1 障害に対する理解を深め、人権を守る

- 1-1 障害に対する理解の促進
- 1-2 障害者の権利擁護*の推進

基本目標2 自立した生活・意思決定を支援する

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 情報提供・意思疎通支援の充実
- 2-3 くらしの場・障害福祉サービス等の充実
- 2-4 障害のある子どもに対する支援の充実
- 2-5 長野市障害ふくしネットとの協働

基本目標3 個性を伸ばし、生きる力を育む

- 3-1 インクルーシブ教育*システムの推進
- 3-2 早期療育・発達支援の充実

基本目標4 雇用・就労、経済的自立を支援する

- 4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実
- 4-2 福祉的就労の充実
- 4-3 所得保障・経済的負担の軽減

基本目標5 社会参加を促進する

5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実

5-2 外出支援・移動手段の確保・充実

基本目標6 母子保健・健康づくりを支援する

6-1 母子保健事業の充実

6-2 健康づくりの充実

基本目標7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

7-1 防災・防犯対策の強化

7-2 新興感染症への対策

7-3 バリアフリー*の推進

7-4 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ
一体的な推進

重点的に取り組む施策

- ① 地域共生社会の実現を目指して、障害に対する理解を深め、障害者の権利を擁護する取組の推進
- ② 障害者自らの意思決定に基づき、安心して生活を送るためのくらしの場・障害福祉サービス基盤の整備
- ③ 障害のある人の就労支援、スポーツ、文化芸術活動等の社会参加の促進
- ④ 発達障害*等の特性を有する児童生徒に対する支援や多様な教育・保育ニーズに応じた取組の充実

